

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人太田金次郎の上告趣意書は「原審は、上告人は燃料用アルコールを水に稀釈して「之を飲用すれば人体に生理上の障害を与へることがあることを認識しながら」酒の代用として販売し、為に之を飲用したAはメチールアルコール中毒の為に間もなく両眼失明を来し又その頃右Aからその一部を買受けて飲用した同町のBは同中毒の為に死亡した事実を認定し上告人に対し傷害致死並に傷害罪として懲役二年の判決を下したのである。記録を閲するに原審が証拠として引用した証人Aに対する予審訊問調書中Aは上告人方に於てアルコールを売捌いてゐる事実を知り（記録第二三三丁裏）之が購入の為に被告人方に赴き「飲んでみると酒か焼酎かアルコールかと云ふことが判りますので、私はアルコールだと云ふことは判つてをりました」（記録第二三四丁表九行より同丁裏一行）と陳べてゐる。之に依つて是を觀ると、Aは上告人方に於て販売せるものはアルコールであると云ふ明確なる認識を有したるものであつて、従つてAに於ても斯かるアルコールを酒の代用として飲用するときは人体に生理上の障害を与へることがあるといふ認識予見があつたか若しくは認識予見が可能であつたと云ふべきである。而してBはAより買受けたるアルコールを飲用の結果、メチールアルコール中毒死を遂げたることは原審の認むる処であり、Aの結果に対する認識予見ある行為の介入があつて始めて致死なる結果を生じたのであつて、Bに対するアルコールの販売については上告人の全く関知せざる処である。然もアルコールの飲用が人体に及ぼす影響は飲用量及び飲用者の健康状態、年齢、性別等により一定せず、之を飲用するときは必ず人体に生理上の障害を与へるとは限らないから、上告人の行為は単に未必的な結果発生の可能性を提供したにとゞまる。従つてAの致死を確定せしめた行為の介入により上告人の行為と致

死の結果との間の因果関係は中断せられたと解するのが相当であるにも拘らず、上告人を傷害致死罪に問擬するのは法令の適用を誤つた違法の判決であり、破毀を免れない。」というのであるが、

特定の行為に起因して特定の結果が発生した場合にこれを一般的に観察してその行為によつて、その結果が発生する虞れのあることが実験法上当然予想し得られるにおいては、たとえ、その間他人の行為が介入してその結果の発生を助長したとしても、これによつて因果関係は中断せられず、先きの行為を為した者はその結果につき責任を負うべきものと解するのが相当である。

本件において被告人は酒の代用として燃料用アルコールを人体に生理上の障害を与える虞れのあることを認識しながらAに販売したというのであつて、当時Aから更にこれを譲受けて飲用する者のあるべきことは一般的に観て当然予想し得られるところであるから、事実、Aから右アルコールを譲受けて飲用したBがその中毒によつて死亡した以上、被告人が右Bの飲用の事実を予見したと否とに関係なく、被告人としてBの傷害致死の結果につき責任を負はねばならない。論旨は理由がない。尚弁護人伊藤一郎の上告趣意書は法定の期間経過後に提出されたものであるからこれに対しては判断を示さない。

よつて刑事訴訟法第四百四十六条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員の一致した意見である。

検察官小幡勇三郎関与

昭和二十三年三月三十日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	谷	川	太	一	郎
裁判官	井	上				登
裁判官	庄	野	理	一		

裁判官 島 保
裁判官 河 村 又 介